

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	14	府省庁名	内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ()		
要望項目名	配偶者控除の見直し		
要望内容(概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） — ・ 特例措置の内容 雇用機会均等・男女共同参画の理念から、働き方の選択に対してできる限り中立的な制度となるよう配偶者控除を見直す。		
〔関係条文〕	〔地方税法第314条の2〕		
減収見込額	(初年度) —	(平年度) —	(単位：百万円)
要望理由	(1) 政策目的 雇用機会均等・男女共同参画の理念から、働き方の選択に対してできる限り中立的な制度とする。 (2) 施策の必要性 平成24年度税制改正大綱（平成23年12月10日閣議決定）において「配偶者控除については、配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、引き続き、抜本的に見直す方向で検討します。」、社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）において「配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、配偶者控除については、引き続き検討する。」とされている。 また、第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）では、「国民生活に与える影響に配慮しつつ、配偶者控除の縮小・廃止を含めた税制の見直しの検討を進める」こととされている。 こうした指摘を踏まえつつ、配偶者控除の見直しを行う必要がある。		
本要望に対応する縮減案	—		
担当者等(連絡先)	部局(課)名 男女共同参画局調査課 担当課長 三上明輝 (内線 83719) 代表 ☎03-5253-2111 調査官 稼農和久 (内線 83720) 直通 ☎03-3581-1854 担当者 佐藤有 (内線 83754) FAX03-3592-0408		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）第 4 条において、「社会における制度又は慣行についての配慮」について規定。</p> <p>○第 3 次男女共同参画基本計画（平成 22 年 12 月 17 日閣議決定）第 2 部 第 2 分野 1 イ において、「税制の見直しの検討」について記載。</p>
	政策の達成目標	(要望の性格上、明示困難)
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	(要望の性格上、明示困難)
	同上の期間中の達成目標	(要望の性格上、明示困難)
	政策目標の達成状況	(要望の性格上、明示困難)
有効性	要望の措置の適用見込み	(要望の性格上、明示困難)
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	(要望の性格上、明示困難)
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税について、同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	(該当なし)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	(該当なし)
	要望の措置の妥当性	(要望の性格上、明示困難)

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>(措置の性格上、明示困難)</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>(措置の性格上、明示困難)</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>(要望の性格上、明示困難)</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>(要望の性格上、明示困難)</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 24 年度税制改正要望にて、厚生労働省と共同で要望を提出。</p>